

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	母子保健に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年3月9日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の内容	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、別表第一項番49に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康推進システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出書の管理機能:妊娠回数、届出日、手帳発行場所等、妊娠届出書の情報を管理する。 ・妊婦健診の管理機能:妊婦健診の結果情報を管理する。 ・妊婦教育の管理機能:妊婦教育の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・乳幼児教育の管理機能:乳幼児教育の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・両親学級の管理機能:両親学級の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・各種健診の管理機能:4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の対象者を抽出、結果管理、印刷する。 ・各精密健診の管理機能:4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の精密健診対象者を抽出、管理、印刷する。 ・歯科健診の管理機能:歯科健診の対象者を抽出、管理、印刷する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民基本台帳情報の連携 (1)住民記録システムにおいて登録された異動情報を別の業務システムに提供する。 2 各種情報の連携 他業務システムから連携された介護保険資格情報や税情報等を、他業務システムに提供する。 3 中間サーバ登録用特定個人情報の生成・登録 (1)他業務システムから連携された情報に、番号を付加し、特定個人情報を生成する。 (2)(1)で生成した特定個人情報を中間サーバに登録する。 4 符号取得 (1)中間サーバに対し個人情報を連携し、処理通番を取得する。 5 照会 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第2に定める事務において、端末から入力された照会情報を中間サーバに転送する。 (2)番号法別表第2に定める事務において、他の業務システムから送出された照会情報に符号を付与し、中間サーバに転送する。 (3)番号法別表第2に定める事務において、中間サーバより照会に対する回答を受領し、端末に表示する。 (4)番号法別表第2に定める事務において、中間サーバより照会に対する回答を受領し、変換後

	<p>のデータを他業務システムに転送する。</p> <p>6 セキュリティ機能 (1)共通基盤システムについてのアクセス権を職員ごとに設定し、管理する。 (2)共通基盤システムについての操作ログを記録、保管する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍総合システム, 健康推進システム, 税務・国保年金システム, 福祉総合連携システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍総合システム, 健康推進システム, 税務・国保年金システム, 福祉総合連携システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍総合システム, 健康推進システム, 税務・国保年金システム, 福祉総合連携システム)									

システム3

①システムの名称	中間サーバー
----------	--------

②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内での個人特定に利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び提供情報受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 各業務システム・共通基盤システム(団体内統合宛名システム含む)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった際の情報提供等記録を生成・管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)の副本を保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
----------	--

③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム4

①システムの名称	
----------	--

①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム5	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項 (情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来局子ども家庭課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	静岡市に住民登録がある子ども及びその母親
その必要性	妊婦健診、乳幼児の健診など健康増進事業を行う上で、受診対象者へ受診券を作成、送付するにあたり、正確な住所、漢字氏名、健診項目を把握する必要がある。また、結果の管理のため受診結果を登録する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (相談情報)
その妥当性	①個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 正確な本人特定のため、検診票に記入された情報と突合するため保有、また、健診の受診勧奨に使用するため保有 ③健康・医療関係情報: 本人の健康管理及び健診の受診勧奨を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年3月31日
⑥事務担当部署	子ども未来局子ども家庭課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	母子保健事務の運用のため。	
④使用の主体	使用部署	子ども家庭課・各保健福祉センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>妊婦健診、乳幼児健康診査の受診券を作成するために、受診券送付者を確定する。また、住民記録の登録情報を確認し、正確な住所に受診券を送付する。本人から申請があったときには4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。また、受診結果を取り込むときは、内部付番した番号、氏名、性別、生年月日を基に本人を特定し結果の登録を行う。</p>	
	情報の突合	個人番号カードとその他本人確認書類で突合をおこなう。
⑥使用開始日	平成28年3月31日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	母子保健サブシステムの運用保守	
①委託内容	健康推進システムの安定した稼働のために専門的な知識を有する民間業者に委託する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	葵区役所11階公害テレメーター室
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<住民記録情報>

整理番号,氏名カナ,氏名漢字,生年月日,性別,町丁目,番地,枝,子枝,住所,方書,電話番号,世帯番号,郵便番号,続柄,取消,住登外フラグ,外国人フラグ,外国人本名カナ,外国人本名漢字,課税区分,生保区分,住民となった日,住民でなくなった日,異動,異動年月日,住民異動,住民異動年月日,転入前住所,転入前方書,転出後住所,転出後方書

<その他各健診、教室情報>

別紙母子保健項目参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・検診受付票は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないようにする。また記載項目を必要最小限の情報にする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・運用上、個人番号を使用しないシステム業務(メニュー)には個人番号が入力・表示されないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、臨時職員など利用者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・原則、特定個人情報が表示された画面を印刷するとき、特定個人情報を隠して印刷する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に配置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・一定時間操作がない場合スクリーンセーバーを実行する。 ・席を離れる際は必ずログアウトを実行する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>1 個人情報保護の基本原則 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>2 秘密の保持 乙は、この契約に基づく業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3 使用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知しなければならない。</p> <p>4 適正な管理 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 収集の制限 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。</p> <p>6 利用及び提供の制限 乙は、静岡市(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約に基づく業務に係る個人情報を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。</p> <p>7 複写、複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約に基づく業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>8 資料等の返還 乙は、この契約に基づく業務を実施するために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。</p> <p>9 (再)委託等の禁止 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>10 事故発生時における報告 乙は、この個人情報の保護に関する取扱仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>2) 十分である</p> </div> </div>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 ・ユーザIDによる識別と、共通基盤システムを経由した情報提供ネットワークシステムへの情報照会の権限設定及び制限により、権限が無い者の目的外入手を防止する。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御により、不適切な方法による入手が不可能な仕組みとなっている。 ・中間サーバーへの情報照会は、共通基盤システムにて照会できる業務システムを限定している。 ・ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みとなっている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備え、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 ・ユーザIDによる識別と、共通基盤システムを経由した情報提供ネットワークシステムへの情報提供の権限設定及び制限により、不正な提供を防止している。 ・特定個人情報ファイルの登録は、システムログ(登録者・登録日時・登録内容)を記録し、必要に応じ確認を行う。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとの連携通信は、行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)のみに限定している。 ・特定個人情報ファイルの登録は、システムログ(登録者・登録日時・登録内容)を記録し、必要に応じて確認を行う。 ・ログイン時の職員認証に加え、ログイン及び業務システムの起動を実施した職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから照会許可照会リストを中間サーバーに入手・格納し、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報は、自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報提供の際に、送信内容を改めて確認して提供することで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能は、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

<静岡市における措置>

本市では、情報提供ネットワークシステムとの連携接続は、全て中間サーバーが行う構成とし、情報提供ネットワークシステムから、直接、本市の業務システムへのアクセスはできない。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能は、ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと共通基盤システム及び情報提供ネットワークシステム間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと市町村以外の団体は、VPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線分離と、通信の暗号化で安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区管理(アクセス制御)され、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者による情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	職員に対しては、年に1回情報セキュリティについて研修会を行っている。 違反を行った者については、その都度指導の上、程度によっては懲戒の対象となる。 委託業者に関しては、個人情報保護に関する契約を締結している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 電話 054-221-1488 FAX 054-221-1104 駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話 054-287-8697 FAX 054-287-8709 清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 電話 054-354-2170 FAX 054-351-4470
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	子ども未来局子ども家庭課 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2647 FAX(054)352-7734
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-6-①	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課	子ども未来局子ども家庭課	事後	
	I-6-②	森島 一也	課長	事後	
	II-2-④	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、検診票に記入された情報と突合するために保有、また、健診の受診勧奨に使用するため保有 ③健康・医療関係情報:本人の健康管理及び健診の受診勧奨を適正に行うために保有 ④国保加入の有無を適正管理するため保有	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、検診票に記入された情報と突合するために保有、また、健診の受診勧奨に使用するため保有 ③健康・医療関係情報:本人の健康管理及び健診の受診勧奨を適正に行うために保有	事後	
	II-2-③	静岡市に住民登録がある子どもを持つ母親	静岡市に住民登録がある子ども及びその母親	事後	
	II-3-①	保健福祉局福祉部保険年金管理課	-	事後	
	II-3-③	特定健康診査、各種がん検診事務の運用のため。	母子保健事務の運用のため	事後	
	II-3-④	健康づくり推進課・各保健福祉センター	子ども家庭課・各保健福祉センター	事後	
	II-4	成人健(検)診サブシステムの運用保守	母子保健サブシステムの運用保守	事後	
	II-4-①	成人健(検)診サブシステムの安定した稼働のために専門的な知識を有する民間業者に委託する。	健康推進システムの安定した稼働のために専門的な知識を有する民間業者に委託する。	事後	
	II-5	-	提供を行っている	事前	

	I-2-②	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出書の管理機能: 妊娠回数、届出日、手帳発行場所等、妊娠届出書の情報を管理する。 ・妊婦健診の管理機能: 妊婦健診の結果情報を管理する。 ・妊婦教育の管理機能: 妊婦教育の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・乳幼児教育の管理機能: 乳幼児教育の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・両親学級の管理機能: 両親学級の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・各種健診の管理機能: 4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の対象者を抽出、結果管理、印刷する。 ・各精密健診の管理機能: 4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の精密健診対象者を抽出、管理、印刷する。 ・歯科健診の管理機能: 両親学級の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・母子相談の管理機能: 母子相談の受付処理、名簿、相談結果管理、照会を行う。 ・母子訪問の管理機能: 母子訪問の予定管理、訪問結果管理、照会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出書の管理機能: 妊娠回数、届出日、手帳発行場所等、妊娠届出書の情報を管理する。 ・妊婦健診の管理機能: 妊婦健診の結果情報を管理する。 ・妊婦教育の管理機能: 妊婦教育の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・乳幼児教育の管理機能: 乳幼児教育の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・両親学級の管理機能: 両親学級の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・各種健診の管理機能: 4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の対象者を抽出、結果管理、印刷する。 ・各精密健診の管理機能: 4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の精密健診対象者を抽出、管理、印刷する。 ・歯科健診の管理機能: 歯科健診の対象者を抽出、管理、印刷する。 ・母子相談の管理機能: 母子相談の受付処理、名簿、相談結果管理、照会を行う。 ・母子訪問の管理機能: 母子訪問の予定管理、訪問結果管理、照会を行う。 	事後	
	I-5-①	実施しない	実施する	事前	
	I-5-②	—	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二の69の2の項 (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二の69の2の項	事前	
	I-2-システム2-①システムの名称		共通基盤システム	事後	

	I-2-システム2-②システムの機能		<p>1 住民基本台帳情報の連携 (1)住民記録システムにおいて登録された異動情報を別の業務システムに提供する。</p> <p>2 各種情報の連携 他業務システムから連携された介護保険資格情報や税情報等を、他業務システムに提供する。</p> <p>3 中間サーバ登録用特定個人情報の生成・登録 (1)他業務システムから連携された情報に、番号を付加し、特定個人情報を生成する。 (2)(1)で生成した特定個人情報を中間サーバに登録する。</p> <p>4 符号取得 (1)中間サーバに対し個人情報を連携し、処理通番を取得する。</p> <p>5 照会 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第2に定める事務において、端末から入力された照会情報を中間サーバに転送する。 (2)番号法別表第2に定める事務において、他の業務システムから送出された照会情報に符号を付与し、中間サーバに転送する。 (3)番号法別表第2に定める事務において、中間サーバより照会に対する回答を受領し、端末に表示する。 (4)番号法別表第2に定める事務において、中間サーバより照会に対する回答を受領し、変換後のデータを他業務システムに転送する。</p> <p>6 セキュリティ機能</p>	事後	
--	--------------------	--	--	----	--

	I-2-システム2-③他のシステムとの接続		戸籍総合システム, 健康推進システム, 税務・国保年金システム, 福祉総合連携システム	事後	
	I-2-システム3-システムの名称	—	中間サーバー	事後	
	I-2-システム3-②システムの機能	—	<p>1 付号管理機能 符号管理機能は情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内での個人特定に利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び提供情報受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 各業務システム・共通基盤システム(団体内統合宛名システム含む)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった際の情報提供等記録を生成・管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)の副本を保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能</p>	事後	
	I-2-システム3-③他のシステムとの接続	—	情報提供ネットワークシステム宛名システム等	事後	

	<p>Ⅲ-6 リスク1-リスクに対する措置内容</p>		<p><業務システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 ・ユーザIDによる識別と、共通基盤システムを経由した情報提供ネットワークシステムへの情報照会の権限設定及び制限により、権限が無い者の目的外入手を防止する。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御により、不適切な方法による入手が不可能な仕組みとなっている。 ・中間サーバーへの情報照会は、共通基盤システムにて照会できる業務システムを限定している。 ・ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末</p>	<p>事前</p>	
	<p>Ⅲ-6 リスク1-リスク対策は十分か</p>		<p>十分である</p>	<p>事前</p>	

	<p>Ⅲ-6 リスク2-リスクに対する措置内容</p>		<p>＜業務システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 ・ユーザIDによる識別と、共通基盤システムを経由した情報提供ネットワークシステムへの情報提供の権限設定及び制限により、不正な提供を防止している。 ・特定個人情報ファイルの登録は、システムログ(登録者・登録日時・登録内容)を記録し、必要に応じ確認を行う。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・中間サーバーとの連携通信は、行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)のみ限定している。 ・特定個人情報ファイルの登録は、システムログ(登録者・登録日時・登録内容)を記録し、必要に応じて確認を行う。 ・ログイン時の職員認証に加え、ログイン及び業務システムの起動を実施した職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから照会許可照合リストを中間サーバーに入手・格納し、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワーク</p>	<p>事前</p>	
	<p>Ⅲ-6 リスク2-リスク対策は十分か</p>		<p>十分である</p>	<p>事前</p>	

	<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>＜静岡市における措置＞ 本市では、情報提供ネットワークシステムとの連携接続は、全て中間サーバーが行う構成とし、情報提供ネットワークシステムから、直接、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能は、ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。</p> <p>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと共通基盤システム及び情報提供ネットワークシステム間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することで、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバーと市町村以外の団体は、VPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線分離と、通信の暗号化で安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）され、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者による情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和3年9月1日</p>	<p>I-5-②</p>	<p>（情報提供） 番号法第19条第7号 別表第二の69の2の項 （情報照会） 番号法第19条第7号 別表第二の69の2の項</p>	<p>（情報提供） 番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項 （情報照会） 番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項</p>	<p>事後</p>	